

中間財務諸表

当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1977年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。

中間貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

科目	第121期中 (2023年9月末)	第122期中 (2024年9月末)
	金額	金額
現金預け金	818,107	1,010,252
コールローン	—	8,421
買入金銭債権	5,110	4,174
商品有価証券	249	232
金銭の信託	1,930	2,084
有価証券	2,065,738	2,015,157
貸出金	5,541,538	5,701,751
外国為替	17,727	5,461
その他資産	162,084	134,824
その他の資産	162,084	134,824
有形固定資産	70,807	77,696
無形固定資産	13,651	12,422
前払年金費用	31,530	33,928
支払承諾見返	38,812	37,318
貸倒引当金	△ 31,629	△ 31,699
資産の部合計	8,735,657	9,012,026

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

預金	6,245,746	6,486,474
譲渡性預金	591,338	525,898
コールマネー	42,331	4,995
売現先勘定	15,581	106,089
債券貸借取引受入担保金	98,658	109,954
借入金	741,801	704,950
外国為替	306	1,727
信託勘定借	1,152	1,528
その他負債	130,494	104,878
未払法人税等	7,205	12,860
リース債務	2,020	2,942
資産除去債務	42	43
その他の負債	121,224	89,033
賞与引当金	1,423	1,441
退職給付引当金	11,477	11,023
睡眠預金払戻損失引当金	701	355
偶発損失引当金	1,102	1,184
株式報酬引当金	387	447
固定資産解体費用引当金	818	818
繰延税金負債	77,540	97,696
再評価に係る繰延税金負債	9,399	9,346
支払承諾	38,812	37,318
負債の部合計	8,009,073	8,206,129
資本金	20,948	20,948
資本剰余金	10,480	10,480
資本準備金	10,480	10,480
利益剰余金	469,863	500,304
利益準備金	20,948	20,948
その他利益剰余金	448,915	479,355
圧縮記帳積立金	2,003	1,990
別途積立金	393,594	393,594
繰越利益剰余金	53,317	83,771
株主資本合計	501,292	531,733
その他有価証券評価差額金	201,899	250,811
繰延ヘッジ損益	4,581	4,618
土地再評価差額金	18,810	18,733
評価・換算差額等合計	225,291	274,163
純資産の部合計	726,584	805,896
負債及び純資産の部合計	8,735,657	9,012,026

中間損益計算書

(単位：百万円)

科目	第121期中 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月 30日)	第122期中 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月 30日)
	金額	金額
経常収益	90,091	110,931
資金運用収益	65,067	74,480
(うち貸出金利息)	(42,880)	(45,989)
(うち有価証券利息配当金)	(20,328)	(26,450)
信託報酬	0	0
役員取引等収益	6,856	6,764
その他業務収益	13,609	20,910
その他経常収益	4,557	8,777
経常費用	53,792	69,336
資金調達費用	23,618	30,210
(うち預金利息)	(5,508)	(6,861)
役員取引等費用	3,219	3,421
その他業務費用	358	3,087
営業経費	24,807	31,730
その他経常費用	1,788	887
経常利益	36,299	41,595
特別利益	32	1
特別損失	161	232
税引前中間純利益	36,170	41,363
法人税、住民税及び事業税	8,389	13,552
法人税等調整額	3,692	△ 1,309
法人税等合計	12,082	12,243
中間純利益	24,087	29,119

中間株主資本等変動計算書

前中間会計期間（自2023年4月1日 至2023年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金 その他利益剰余金			利益 剰余金 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		圧縮記帳 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	20,948	10,480	10,480	20,948	2,006	393,594	29,059	445,608	477,037
当中間期変動額									
圧縮記帳積立金の取崩					△ 3		3	—	
中間純利益							24,087	24,087	24,087
土地再評価差額金の取崩							167	167	167
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△ 3	—	24,258	24,255	24,255
当中間期末残高	20,948	10,480	10,480	20,948	2,003	393,594	53,317	469,863	501,292
	評価・換算差額等								純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益		土地再評価差額金	評価・換算差額等合計				
当期首残高	199,500	1,611		18,977	220,090			697,127	
当中間期変動額									
圧縮記帳積立金の取崩									
中間純利益								24,087	
土地再評価差額金の取崩								167	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	2,398	2,970		△ 167	5,201			5,201	
当中間期変動額合計	2,398	2,970		△ 167	5,201			29,456	
当中間期末残高	201,899	4,581		18,810	225,291			726,584	

当中間会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金 その他利益剰余金			利益 剰余金 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		圧縮記帳 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	20,948	10,480	10,480	20,948	1,993	393,594	63,078	479,614	511,043
当中間期変動額									
剰余金の配当							△ 8,462	△ 8,462	△ 8,462
圧縮記帳積立金の取崩					△ 3		3	—	
中間純利益							29,119	29,119	29,119
土地再評価差額金の取崩							32	32	32
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△ 3	—	20,693	20,690	20,690
当中間期末残高	20,948	10,480	10,480	20,948	1,990	393,594	83,771	500,304	531,733
	評価・換算差額等								純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益		土地再評価差額金	評価・換算差額等合計				
当期首残高	249,053	2,664		18,765	270,483			781,526	
当中間期変動額									
剰余金の配当								△ 8,462	
圧縮記帳積立金の取崩									
中間純利益								29,119	
土地再評価差額金の取崩								32	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	1,758	1,953		△ 32	3,679			3,679	
当中間期変動額合計	1,758	1,953		△ 32	3,679			24,369	
当中間期末残高	250,811	4,618		18,733	274,163			805,896	

注記事項

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：15年～40年
その他：5年～10年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに必要な修正等を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定管理部署が査定結果を検証のうえ資産査定監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,179百万円であります。
 - (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌事業年度から損益処理
- (4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき必要と認められる額を計上しております。
- (5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- (6) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、株式交付規程に基づく当取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員への株式会社いよぎんホールディングスの株式の交付等に備えるため、当中間期末における株式給付債務の見込額を計上しております。
- (7) 固定資産解体費用引当金

固定資産解体費用引当金は、当行が保有する本店等の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、主に預金・貸出業務、為替業務及び証券関連業務等に付随する役務提供の対価としての収益であり、役務提供等により約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を認識しております。
8. ヘッジ会計の方法
 - (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
 - (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。
9. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。
10. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

〈中間貸借対照表関係〉

- | | |
|---|--------------|
| 1. 関係会社の株式及び出資金総額 | 170百万円 |
| 2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。 | |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 3,071百万円 |
| 危険債権額 | 71,547百万円 |
| 要管理債権額 | 18,410百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 2,275百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 16,134百万円 |
| 小計額 | 93,029百万円 |
| 正常債権額 | 5,939,161百万円 |
| 合計額 | 6,032,191百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,963百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 661,094百万円 |
| 貸出金 | 637,682百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 28,204百万円 |
| 売現先勘定 | 106,089百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 109,954百万円 |
| 借入金 | 696,329百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券391百万円及びその他の資産35,000百万円を差し入れております。
- また、その他の資産には、先物取引差入証拠金7,271百万円、金融商品等差入担保金33,092百万円、保証金4百万円及び敷金303百万円が含まれております。
5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,244,955百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,046,805百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 1998年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条のうち主に第1号に定める地価公示価格、第2号に定める基準地標準価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。
7. 有形固定資産の減価償却累計額 52,375百万円
8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は49,257百万円であります。

〈中間損益計算書関係〉

- 「その他経常収益」には、償却債権取立益242百万円を含んでおります。
- 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額200百万円及び株式等償却83百万円を含んでおります。

〈中間財務諸表に係る確認書〉

「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」（2005年10月7日付金監第2835号）に基づく、当行の中間財務諸表の適正性、及び中間財務諸表作成に係る内部監査の有効性に関する代表者の確認書は以下のとおりです。

<p>確認書</p> <p style="text-align: right;">2024年11月8日</p> <p style="text-align: right;">株式会社 伊予銀行 取締役頭取 三好 賢治</p> <p>私は、当行の2024年4月1日から2025年3月31日までの事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
